

SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称:ベタイン)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

- ①主として、別に定める投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資します。
- ※日系企業とは、日本企業もしくはその子会社(海外現地法人等を含む)をいいます。
- ※社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものも含みます。
- ②実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。
- ③実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引(以下、「CDS取引」といいます。)等デリバティブに投資する場合があります。
- ④実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2.主要投資対象

ビムコ・ジャンクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)
 (ファンドは、ビムコ・ジャンクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)の受益証券への投資を通じて、安定的な配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。)

3.主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③デリバティブの直接利用は行いません。
- ※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行いません。
- ④株式への直接投資は行いません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4.ベンチマーク

なし

5.信託設定日

平成28年6月30日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。

- ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

また、ファンドが主要投資対象とする国内投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。

8.決算日

毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年0.2475%(税抜:年0.225%)
	委託会社 年0.11%(税抜:年0.100%)
	販売会社 年0.11%(税抜:年0.100%)
	受託会社 年0.0275%(税抜:年0.025%)
投資対象とする 投資信託証券*1	年0.329%
実質的な負担*2	年0.5765%

*1 投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

*2 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等などにより変動します。

10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド(愛称:ベタイン)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/債券

本商品は元本確保型の商品ではありません

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則としてご方針に基づき収益の分配を行います。ただし、委託会社の判断により行わない場合もあります。分配金は、自動的に再投資されます。

17.お申込受付不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日が、ニューヨーク証券取引所(シンクフル証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日(「じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に不可日」といいます。))には、原則として、買付及び換金の申込みができず、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通ず。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているもの貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生し、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用による財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除下さい。

22.委託会社

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行います。)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外貨建資産含む)を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家(受益者)の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

金利変動リスク

公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク(デフォルト・リスク)

一般に公社債および短期金融商品の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、更新に沿った運用が困難になることがあります。

流動性リスク

組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。

デリバティブ・リスク

当ファンドは実質的にデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積みこむことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。